〇特定個人情報保護委員会規則第 号(案)

行 政手 続 に におけ る特定 0 個 人を識 別するための 番号の 利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号

第二十一 七 条 第 項 及 び 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 並 び に 同 法 を実施を するた め、 特 定 個 人情 報 保 護 評 価 に 関 す

る規則を次のように定める。

平成二十六年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定個人情報保護評価に関する規則

(特定個人情報保護評価の実施)

第 条 行 政手 続 12 おける特定  $\mathcal{O}$ 個 人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「法」という。)

第二十六条第 項 E 規 定す Ś 特定 個 人情 報保 護 評 価 (以下 単 に 「特定」 個 人 情 報 保 護 評 価 という。)は、

法 第二十 七 条  $\mathcal{O}$ 規 定、 行 政 手 続 に お け る 特 定  $\mathcal{O}$ 個 人 を 識 別 す Ź た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 番 号  $\mathcal{O}$ 利 用 等 に 関 す る法 律 施 行 令

平成二十 -六年政 令第 号) 第 条  $\mathcal{O}$ 規定及びこの 規則  $\mathcal{O}$ 規定並 び に法第二十六条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に

き特定個 人情 報保護委員 会が定め る指針 (以下単に 「指針」 という。 に基づい て実施するものとする。

## (定義)

第二条 ک 0 規 則 において使用する用語は、 法にお いて使用する用語 の例によるほか、 次の各号に掲げる用

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 礎 項 目 評 価 書 法第二条第十 兀 |項に 規定する行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等 (以下 · 単 に 「 行 改機関 の長等」 とい . う

0 が、 指針 で定めるところにより、 法第二十七条第 一項第一号から第四号までに掲げ る事項を評 価 L

た結果を記載した書面をいう。

重 点 項 目 評 価 書 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等が、 指 針 で定 め るところに より、 法第二十七 条 第 項 第 号 か 5 第

六号までに掲げる: 事 項及び特定 個 人情 報 フ ア 1 ル  $\mathcal{O}$ 取 扱 1 により 個 人の 権 利利 益を害 する可 能 性  $\mathcal{O}$ ある

要因の概要を評価した結果を記載した書面をいう。

 $\equiv$ 地方 公共 寸 体 等 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 0 うち、 地 方 公 4世団: 体  $\mathcal{O}$ 機 関 及び地・ 方独立 一行 政法 人をい う。

特定 個 人情 報 保 護 評 価  $\mathcal{O}$ 計 画 等 を記 載 L た 書 面  $\mathcal{O}$ 提 出

第三条 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等は、 法 及びこの 規 則  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基づき、 基礎項目 (目評) 価 書、 重 点項目評 価書及び法第二

+ Ł 条第 項に規定す ,る評価a 書を特定 個 人情 報保護委員会に提出するときは、 当 該 6行 政機 関 の長等が 実施

する特定 個 人情 報保護評価の計 画その他指針で定める事項を記載し た書面を併せ て提出するものとする。

(法第二十七第一項の特定個人情報ファイル)

第四 条 法 第二十 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 特 定 個 人情 報保 護 **S**委員: 会規則 で定める特定 個 人情 報 ファ 1 ル は、 次に 掲 げる

ものとする。

行政 機 関 の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号。 次号にお **,** \ 7 行行 政

機 関 個 人情 報 保 護法」 とい う。 第十条第二 項第三号若 L Š は 行 政 機関  $\mathcal{O}$ 保 有す る個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 に 関

す Ź 法 律 施 行 令 平 成 + 五. 年 政 令 第 五 百 兀 + -八号) 第六 条 に 規 定 す る 個 人 情 報 フ ア 1 ル で あ 0 7 行 政 機

関 が 保 有するも の 、 独立 行 政 法 人 等  $\mathcal{O}$ 保 有する個 人情 報  $\mathcal{O}$ 保護 に 関 はする 法律 平 ·成 十 五. 年 法 律 第 五. + 九

号。 次号に お \ \ 7 「独立 一行 政法 人等個 人情 報保護 護法」 という。 第十一条第二項第一号若 しくは 独 立 行

政 法 人 等  $\dot{O}$ 保 有 す る 個 人 情 報  $\mathcal{O}$ 保 護 に 関 する 法 律 施 行 令 (平成 + 五 年 政 令 第 五. 百 兀 + 九 号) 第四 条 第

号若 < は 第 二号 に 規定す る個 人 情 報 ファ 1 ル で あ 0 7 独 <u>\( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \)</u> 行 政 法 人等 が 保 有 す Ź t  $\mathcal{O}$ 又 は 行 政 機 関 0

長等 **行** 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 及び 独 <u>\frac{1}{2}</u> 行 政法 人等を除く。  $\mathcal{O}$ 役員若 しく は 職 員若 しくはこれ 5  $\mathcal{O}$ 職 12 あ 0 た 者

若しくはこれ 5 者 の被 扶 養者若しくは遺族 に係る個 人情 報 の保 護に関する法律 (平成十五 年 法 律 第五

ŧ であって、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ うち、 次号に 専 らその 行 お 政 機 ١ ر 7 人事、 関 及 個 U 給与若 独 人情報保護法」という。) <u>寸</u> 行 政 しく 法 は 人 等 福 以 利 厚生 外  $\mathcal{O}$ 者 に が 関 でする 第二条第二項に規定する個 保 有 事 す 項若しくはこれ る ŧ  $\mathcal{O}$ に 該当する らに 特 · 準 ず [人情 定 個 る事 報 人 情 デ ĺ 項 報 を タベ フ 記 ア 録 1 する ス 等 ル

行政 るも で あ 行 法  $\mathcal{O}$ 政 0 人等 機 て 行 独立 関 が 個 政 機 保 行 人情 有す 政 関 及 法 報 るも び 人 等 保 護 独 個 法 立  $\mathcal{O}$ 又は 人情 第二 行 政 報保 条 法 個 第四 人等 人情 護法第二条第四 報 以 項第二号に規 保 外 護  $\mathcal{O}$ 者 法 第二条第二 が 保 有す 定 項第二号に規定する個 です る る 個 項第二号に規定する ŧ 人情  $\mathcal{O}$ に 該 報 当す フ ア る特 1 [人情 ル 定 で 個 報 あ 個 人情 フ 0 人 ア 情 て 報 1 報 行 デ フ ル 政 ] ア で 機 タベ あ 関 1 ル が 0 ] 7 保 独 ス 有 等 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> す

三 情 か に 報 行 該 政 フ 当する 機 ア 1 関 ル  $\mathcal{O}$ 長等 に ŧ 0 記 を除く。 録 が され 特 定 る 個 本 以下本号に 人情 人  $\mathcal{O}$ 報 ファ 数  $\mathcal{O}$ 総 お 1 数 **,** \ ル が 7 ( 第 千 同 U° ) 人未 一号若しくは第二号又は第四 満 を で あ 取 る場 り扱う事 合 に 務 お に け お る、 *\* \ 当 号 て 該 保有する全て か 特 5 第七 定 個 号ま 人 情  $\mathcal{O}$ で 報 特  $\mathcal{O}$ フ ア 定 1 ずれ 1 個 ル 人

兀 す る被 健 康 保 保 険 険 者 法 若 大 しくは被保険者であっ 正 + 年 法 律 第 七 + た者又はその被扶 · 号 ) 第十 条第 養者 項  $\mathcal{O}$ 0 規 医 定 療保 に ょ 険に り 設 関 立 さ する事 れ た 項 健 (を記録) 康 保 険 する特 組 合  $\mathcal{O}$ 定 保 個 有

人情報ファイル

五. 玉 家 公務員共済組合、 国家公務員共 (済組 合連合会、 地 方 公務員共済 組合、 全 玉 市 町 村 職 員共済組 合連

合会、 地 方 公 務 員 共 済 組 合 連 合会、 厚 生 年 金 保 険 法 等  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を改 正 す Ź 法 律 平 成 八 年 法 律 第 八 十 二

附 則 第三十二条 第 二項 12 規 定 す る 存 続 組 合、 同 法 附 則 第 几 + 八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ り 指 定 さ れ た 指 定

基 金 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す Ś 法 律 平 成二十三 年 法 律 第 五 + 六 号) 附 則 第二十三条

第 項 第三号に規定する存 続 共 (済会又 は 地 方 公務員災害補 償 基 金  $\mathcal{O}$ 保 有 す る組 合員若 Ū Š は 組 合員 であ

0 た 者 又はそ  $\mathcal{O}$ 被 扶 養者  $\mathcal{O}$ 共 済 12 関 す る 事 項 を 記 録 す る特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル

六 法 第 十 九 条 第 七 号 に 規 定 す る 情 報 照 会 者 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長、 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 機 関 独 立 行 政 法 人 等 及 び

地 方 独 立 行 政 法 人を除く。  $\mathcal{O}$ 保 有 す る特 定 個 人情 報 ファ 1 ル で あ 0 て、 法 別 表 第二 0 第二 欄 12 掲 げ Ź

事 務 に お 7 7 保 有す るも  $\mathcal{O}$ 以 外  $\mathcal{O}$ Ł  $\bigcirc$ 及 び 法 第十 九 条第 七 号に 規定する情 報 提 供 者 **行** 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 地

方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 機 関 独 <u>T</u> 行 政 法 人 等 及 び 地 方 独 <u>\( \frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> 行 政 法 人 を除 <  $\mathcal{O}$ 保 有 す る 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル

で あ 0 て、 当 該 情 報 提 供 者 が 個 人 番 号 を 用 1 る 事 務 に お 1 7 保 有 する ₽ 0 法 別 表 第二  $\mathcal{O}$ 第 兀 欄 に 掲 げ

る 特 定 個 人情 報 を 記 録 す る ŧ <u>0</u> に 限 る。 以 外  $\mathcal{O}$ t  $\mathcal{O}$ 

七 会計 検 査 院 が 検 査 上の 必 要に より 保有する る 特定 個 人 情 報 ファ 1 ル

八 行 政 機 関 の長等 寺 が、 次条第二 項  $\hat{O}$ 規 定 による基礎 诞項目評. 価書 0 公表を行 った場合であって、 当該 基 礎

項 目 評 価 書 に 係 る特 定 個 人 情 報 ファ 1 ル を取 り扱う 事 務 が 次  $\mathcal{O}$ V ず れ カゝ に 該当するときにおけ う る、 当該

基 礎 項 目 評 価 書 に 係 る 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル

1 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 が 特 定 個 人 情 報 フ ア イ ル ) 第 号 か 5 第七 号 ま で  $\mathcal{O}$ V ず ħ か に 該当す Ś ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 <

0 以 下 ·本号、 次条 及び 第六条に お 7) て同 r. を 取 り扱う事 務 に お 7 て 保 有する全 ての特 定 個 人 情 報

フ ア 1 ル に 記 録 さ れ る本 人  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 総 数 が千 入以: 上 万 人 未 満 で あ るとき

口 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 が 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル を 取 り 扱 う 事 務 12 お 1 7 保 有 する全 て  $\mathcal{O}$ 特 定 個 人 情 報 フ ア

1 ル 12 記 録 され る 本 人  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 総 数が \_\_ 万人 以 上 + 万 人未 満 で あ る場 合 で あ 0 て、 当 該 事 務 12 従 事 する

者  $\mathcal{O}$ 数 が 五. 百 人 未 満 で あ るとき **当** 該 行 政 機関  $\mathcal{O}$ 長等 に お 1 7 過 去 \_\_\_ 年 以 内 に特定 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 漏 え V

そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 故 重 大 な t  $\mathcal{O}$ とし 7 指 針 で定 8 る t  $\mathcal{O}$ に 限 る。 以 下 特 定 個 人 情 報 12 関 す Ź 重 大 事 故

と う。 が 発 生 L たとき又 は 当 該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 が 過 去 年 以 内 に 当 該 行 政 機 関 に お け る 特 定 個 人

情 報 に 関 す る 重 大 事 故  $\mathcal{O}$ 発 生 を知 0 たときを除

九 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 が 第六 条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定による重 五点項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公表 及び 当 該 重点項 目評 価 書に係 る

特定 個 . 人情: 報 ファイ ル を取り扱う事務について次条第二項 の規定による基礎項目 評 価 書の公表を行 った

場合に、 おける、 当 該 重点項 自評 価 書及び基礎項目評価書に · 係 る特 定個 人情 報 ファ 1 ル

+ 地 方 公 共 団 体 <del>;</del>等 が 第七 条第六 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公 表 及 び 当 該 評 価 書 に 係 る 特 定 個 人情 報 フ ア

イ ル を 取 ŋ 扱 う事 務 に 0 7 て次条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる基 礎 項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公表を行 0 た場合に お け る、 当

該評価書及び基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

(基礎項目評価)

第 五. 条 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 は、 特定 個 人情 報 ファ 1 ル を保 :有しようとするときは、 当 該 特定 個 人情 報 ジファ 1 . ル

を 保 有 す る前 に、 基 礎 項 目 評 価 書を特定 個 人情 報 保 護委員会に提出するものとする。 当 該 特定 個 人 情 報 ラ

アイ ルに ついて、 次条第一項、 第七条第 一項及び法第二十七条第一項の規定により重要な変更を加えよう

とするときも、同様とする。

2 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ 基 礎項 | 目評 価 書を提 出 したときは、 速や かに当該 基 礎 項 自評 価 書

を 公表するものとする。 この 場合においては、 第十条第 項の規定を準 用する。

(重点項目評価)

第六 条 行 政 機 関 0 長等 は、 特定 個 人情 報 ファ 1 ル を保有しようとする場合であっ て、 当 該 特定 個 人情 報 フ

に、 ア 1 ル 重 点 を 取 項 目 ŋ 評 扱 う事 価 書 を 務が 特 定 次 個  $\mathcal{O}$ 各号 人情 報  $\mathcal{O}$ 保 1 ず 護 委 れ 員 か 会 に に 該 当するときは、 提 出 「 する ŧ Oとす 当 Ź。 該 特 当 定 個 該 特 人情 定 報 個 ファ 人 情 1 報 フ ル を保 ア 1 有 ル に す る 0 前

て、 第 + <del>---</del> 条 に 規定す る重 要 な変更 (を加えようとするときも、 同 様 とす Ź。

ル 12 行 記 政 機 録 さ 関 れ  $\mathcal{O}$ 長等が る本 人 特定  $\mathcal{O}$ 数 個  $\mathcal{O}$ 総 人情 数 が 報 フ 万 ア 1 人 以 ル 上十 を 取 ŋ 万 扱う事 人 未満 で 務に あ る場 お 7 合であっ て保有する全ての特 て、 当 該 事 定個 務 12 人情 従 事 報 す る フ 者 アイ  $\mathcal{O}$ 

事 故 が 発生 L たとき又は当 該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等 が 過 去 年 以 の内に当 該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等に お け る 特 定 個 人 情

数

が

五.

百

人

以

上

で

あ

るとき

又

は

当

該

行

政

機

関

 $\mathcal{O}$ 

長

等

に

お

1

7

過

去

年

以

内

に

特

定

個

人

情

報

に

関

す

る

重

大

報 に 関 す Ś 重 大 事 故  $\mathcal{O}$ 発 生 を 知 0 たときに 限 る。

ル 行 12 政 記 機 録 さ 関 れ  $\mathcal{O}$ 長等 る 本 が 人  $\mathcal{O}$ 特 数 定  $\mathcal{O}$ 個 総 人情 数 が 報 + フ 万 ア 人以 1 ル 上三十 を 取 ŋ 万 扱 人 う事 未 満 務 に で あ お る 1 場 7 合 保 で 有 あ する全 0 て、 7 当  $\mathcal{O}$ 該 特 定 事 務 個 に 人 情 従 報 事 フ す る アイ 者

 $\mathcal{O}$ 数 が 五. 百 人 未 満 であるとき (当該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等に お 1 7 過 去 年 以 内 に 特 定 個 人 情 報 に 関 す る 重 大

事 故 が 発生 L たとき又は当 該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 が 過 去 年 以 の内に当 該 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等 に お け る 特 定 個 人情

報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。)

2

第十 兀 条第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により準 用する同 条第二項 0 規定による公表をした基礎項 自評価 書に係る る特定個

人 情 報 フ ア 1 ル が、 前 項 第 号 又 八は第二 号に該当するとき (当該 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル が、 第 + 匝 条 第三

項  $\mathcal{O}$ 規定 に により 準 用す る同 条 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による修 正 前 に お į١ て は、 第四 条第八号 イス は 口 に 該 当 L 7 V

た場合に限る。 は、 行政機関の長等は、 重点項目評 価書を特定個 1人情 報保護委員会に提出するものとす

る。

3 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等は、 前二 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 重点 項 目 評 価書、 lを提 出 L たときは、 速 B か に当該は 重 点 項目 評 価

書 を公表するものとする。 この 場合に おいては、 第十 -条第一 項及び第二 一項の 規定 を準用、 する。

(地方公共団体等による評価)

第七 条 地 方 公 共 寸 体等 は、 特 定 個 人情 報 ファ 1 . ル ( 第 四条第 号 か 5 第 九号ま で 0 V) ず れ か に 該 当するも

 $\mathcal{O}$ を除り く。 を保有 しようとするときは、 当該 特 定 個 人 情 報フ ア 1 ル を保 有 する 前 に、 法 第 <u>二</u> 十 七 条 第

項 に 規定する評価 書を公示し、広く住民その他 の者 の意見を求 めるものとする。 当該特定個 人情 報ファイ

ル につい て、 第十一 条に規定する重要な変更を加えようとするときも、 同様とする。

ず

n

に

ŧ

該

当

L

な

1

とき

**金**当

該

特

定

個

人

情

報

フ

ア

1

ル

が

第

 $\dot{+}$ 

兀

条

第

三項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

Ŋ

進

用

す

る

同

条

第

第十 兀 条第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定によ り準 用 する同条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に ょ らり地 方公共団 1体等 が 公表 した基準 礎 項目評 価

書 に 係 る 特 定 個 人情 報 ファ 1 ル が、 第四 条 第八号 イ若しく は 口 又は 前 条 第 \_\_ 項 第 \_\_ 号若 しく は 第二 号  $\mathcal{O}$ V)

項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 修 正 前 に お 1 7 は、 第四 条第八号イ若しく は 口 又 は 前 条第 \_\_ 項 第 一 号若、 L < は 第二 号 に 該

当 L 7 1 た場合に限 る。 は、 地方 公共 団体等は、 法第二十 七条第一 項に規定する評価 書を公示 広く

住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公示 に つ 7 て は、 第 + -条 第 項及 び 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 を 準 用 す Ź.

4 第 項 前 段及 び第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合に お \ \ て、 地方 公共 寸 体等は、 これ 5  $\mathcal{O}$ 規定に ょ り 得ら れ た意見を十分考

慮 L た上 で当 該 評 価 書 に . 必 要 な見 直 しを行 った後に、 当 該 評 価 書 に 記 載 され た 特 定 個 人情 報 フ ア 1 ル  $\mathcal{O}$ 取

扱 公 共 1 寸 に 体 0 等 7 て、  $\mathcal{O}$ 職 員 個 以 人 外 情  $\mathcal{O}$ 報 者  $\mathcal{O}$ で 保 個 護 12 人 関 情 す 報 Ź  $\mathcal{O}$ 学 保 護 識 に 経 関 験 す  $\mathcal{O}$ る学 あ る者 識 を含むる 経 験  $\mathcal{O}$ あ 者 で る 者 構 そ 成 され  $\mathcal{O}$ 他 . る合: 指 針 12 議 照 制 5  $\mathcal{O}$ 機 て 関 適 当と 当 該 認 地 方 8

5 れ る者  $\mathcal{O}$ 意 見 を聴くもの とする。 当該 特定 個 [人情] 報ファ 1 ル 12 ついて、 第十一条に規定する重要な変更

を加えようとするときも、同様とする。

地 方 公 共団体等は、 前 項の規定により意見を聴いた後に、 当該評 価書を特定個人情報保護委員会に提出

するものとする。

6 地 方 公 共 団 体等 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により 法第二十七条第 項 へに規・ 定 でする評 価 書を提出 L たときは、 速 やか

に 当 該 評 価 書を 公表するものとする。 こ の 場合にお 7 · ~ は、 第十条第 項及び第二 項  $\mathcal{O}$ 規定を準 用する。

(行政機関等による評価)

第 八 条 第 + 匝 条 第三 項 0 規 定により 準 ・用す る同 条第二 一項の 規定により行政 機 関 0 長等 地地 方 公共 団体等を

除 以 下  $\mathcal{O}$ 条に お 1 て 同 r. が 公 表 L た 基 礎 項 目 評 価 書に 係 る 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル (当 該 特 定 個

人 情報 ファ 1 ル が、 第 十四 一条第三 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により 準 用 ける同 条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に ょ る修 E 前 に お 1 て は、 第

兀 条第 八号イ若しくは 口 又は 第六条第 項第一 号若しくは第二号に該当してい た場合に限 る。 が、 第四

条 第八 号イ若 しくは 口 又 は 第 六条 第 項 第 号若. しくは第二号の V) ず れ に も該当 L な V ときは、 行 政 機 関

 $\mathcal{O}$ 長等 は 法第 二十七 条第 項前 段、 第二 項 前 段 及び 第三項 E 規定す る手 続 を経 て、 同 条 第 匹 項 E 規 定 す

る 公表を行うものとする。 この場合においては、 第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(公示の時期)

第九 8 条 るところに 行 政 機 ょ 関 り、  $\mathcal{O}$ 長等 当 は、 該 評 法第二 価 書に 十七条第 係 る特 定 個 項 人 情  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 報 定に、 フ ア よる 1 ル 評 が 電 価 子 書 情 0 公示 報 処 理 を行うに当た 組 織 に ょ Ŋ 取 って ŋ は、 扱 わ 指 れ 針 る t で定  $\mathcal{O}$ 

で あ るときは 当 該 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル を 取 ŋ 扱 う た  $\Diamond$ に 使 用 す る 電 子 情 報 処 理 組 織 を 構 築 す る 前 に、

当 該 評 価 書 に 係 る 特 定 個 人 情 報 ラ ア 1 ル が 電 子 情 報 処 理 組 織 に ょ り 取 り 扱 わ れ る ŧ  $\mathcal{O}$ で な 1 と き は 当 該

特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル を 取 り 扱う事 務 を 実 施 す る体 制 そ  $\mathcal{O}$ 他 当該 事 務  $\mathcal{O}$ 実 施 に当 た り必 要な 事 項  $\mathcal{O}$ 検 討 لح

併 せて 行 うも  $\mathcal{O}$ とする。 第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ る 基 礎 項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 提 出 第六 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 重

点 項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 提 出 及 び 第 七 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公 示 を 行 う 場 合 f, 同 様 とす る。

2

前

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

か

か

わ

5

ず、

災害そ

 $\mathcal{O}$ 

他

Þ

む

を

得

な

1

事

由

に

ょ

り

緊急

に

特

定

個

人

情

報

フ

ア

1

ル

を

保

有

する

又 は 特 定 個 人 情 報フ ア 1 ル に 重 要 な変更 を 加 え る 必 要 が あ る 場合は、 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等 は、 当 該 特 定 個 人情

報 フ ア イ ル を 保 有 L た 後 又 は 当 該 特 定 個 人 情 報 フ ア 1 ル 12 重 要な 変 更 を 加 え た 後 速 B か 12 法 第 + 七 条 第

項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 評 価 書  $\mathcal{O}$ 公 示 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ とす る。 第 五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 基 礎 項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 提 出 第

六 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る重 点 項 目 評 価 書  $\mathcal{O}$ 提出 及び第七条第 項 0 規定に よる評 価 書  $\mathcal{O}$ 公示を行う場合

同様とする。

## (公示の特例)

第十条 行 政 人機関 の長等は、 法第二十七条第一項に規定する公示を行うに当たり、 当該公示に係る評価 書が

犯 罪  $\mathcal{O}$ 捜 查、 租 税 に 関 はする法律 律  $\mathcal{O}$ 規定に 基づく 犯 則 事 件  $\mathcal{O}$ 調 査 文は 公訴 の提起若 しく は 維 持  $\mathcal{O}$ た め に 保 有

す る特定 個 人情 報ファ 1 ル を取り /扱う事 務に係るものであるときは、 その全部又は 部を公示しないこと

ができる。

2 前項 の場合を除くほ か、 行政 機関 の長等は、 法第二十七条第 一項に規定する評 価 書に記 載し た事 ず項を公

示することにより、 特 定個 人情 報  $\mathcal{O}$ 適 切 な管 理 元に著 L **,** \ 支障を及ぼ すおそれ があ ると認めるときは、 評価

書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

重要な変更)

第十一条 法第二十七条第一 項及び 第二項 の特定 個 人情 報保護委員会規則で定める重要な変更は、 本人とし

7 特定 個 人情 報 アファ 1 ル に 記 録 され る個 人の 範 进 0 変更そ  $\mathcal{O}$ 他 特定 個 人情 報  $\mathcal{O}$ 漏 えい その 他 0 事 態  $\mathcal{O}$ 発生

 $\mathcal{O}$ 危険性 及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(記載事項)

第十二条 法第二十七条第一項第七号の特定個人情報保護委員会規則で定める事項は、 特定個人情報ファイ

ル 0) 取 扱 V) により 個 人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

## (評価書の公表)

第十三条 法第二十七条第四項の規定による評価書の公表については、 第十条第一項及び第二項の規定を準

用する。

## (評価書の修正)

第十 匹 条 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等は、 少なくとも一年ごとに、 法第二十七条第四項 の規定による公表をし た評 価 書

(第八条 の規定による公表をした場合は、 同条の規定による公表をした評 :価書) に記載し た事 項  $\mathcal{O}$ 見 直 L

を行うよう努めるものとし、 行政機関の長等が 重大事故を発生させた場合その他当該評 価 書に 記 載 L た事

項に変更が あっ た場合 (法第二十七条第 項に 規定す る重要な変更に該当する場合を除く。) は、 速やか

に 当 該 評 価 書を修正 Ļ 特定 個 人情 報 保 護 委員 会に提出するものとする。

2 行政 機 関  $\mathcal{O}$ 長等は、 前項 の規定による提出をしたときは、 速やかに当該評価書を公表するものとする。

ک  $\mathcal{O}$ 場合においては、 第十条第一項及び第二項 の規定を準用する。

前二 項 0 規定 は、 第五条第二項の規定による公表をした基 金礎項目 評価 書、 第六条第三項 0 規定 によ る公

表 をした 重点項目評 価 書及び第七 条 第六 項の規定による公表をした評価書に 準 用する。

定 期 間 経 過 後  $\mathcal{O}$ 特 定 個 人 情 報 保 護 評 価

第十五 条 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 は、 指 針 で 定め るところに より、 第五 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる公表 でをし た 日 第六

条 第三 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる公表をした日、 第七条第六項  $\bigcirc$ 規定による公表をし た日又は法第二十七 条第 兀 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 

規 定によ る公表を をし た 日 ( 第 八条の規定による公表をし た場合は、 同 条 0 規定に よる公表をし た 日 ) カゝ 5

定 期 間 を 経 過 するごとに、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 規 定 に よ る 公 表 を L た 基 礎 項 目 評 価 書、 重 点 項 目 評 価 書 又 は 法 第

二十七 条 第一 項に規定する評 価 書 に係る 特 定 個 人 情 報 ファ 1 ル を取 り /扱う事 務に つ いて、 再 び 特 定 個 人 情

報保護評価を実施するよう努めるものとする。

事務の実施をやめた旨の通知)

第 + 六 条 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 等 は 第五 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る公表を かをし た 基 礎 項 目 評 価 書、 第六 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

に よる公 表 を L た 重 点 項 Í 評 価 書、 第七 条第六 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ る公表 をした 評 価 書 及び法 近第二十· 七 条 第 兀 項

 $\mathcal{O}$ 規定に よる公表をし た評価 書 ( 第 八条  $\mathcal{O}$ 規定による公表をした場合は、 同 条 の規定による公表 をし た評

価書)に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、 遅滞なく、 特定個人情報保護

委員会に対しその旨を通知するものとする。

附則

この規則は、 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。